主 文 原判決を取消す。

本件を東京地方裁判所に差戻す。

事 実

(昭和四三年(行コ)第五二号事件)

控訴人公共企業体等労働委員会の代理人は「原判決を取消す。被控訴人らの各請求はいずれもこれを棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、控訴人全逓信労働組合宮崎県北部支部の代理人並びに被控訴人国の代理人はいずれも控訴棄却の判決を求めた。

(昭和四三年(行コ)第五三号事件)

控訴人全逓信労働組合宮崎県北部支部の代理人は「原判決中控訴人勝訴部分を除きこれを取消す。本件救済命令主文第二項中『由立人が被申立人に別記内容の文書を提出することを条件として』とある部分を取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、控訴人公共企業体等労働委員会の代理人並びに被控訴人国の代理人はいずれも控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述並びに証拠の関係は次のとおり附加訂正するほか、原 判決事実摘示と同一であるから、ここに、これを引用する。

(控訴人公共企業体等労働委員会の陳述)

一 労働関係について公労法の適用される、いわゆる三公社五現業のうち三公社は公法上の法人とされており(国鉄法第二条、専売公社法第二条、電々公社法第二条)、民間企業の場合に準じて考えられるのでこれらを別として、五現業関係については職員は国家公務員法上の一般職公務員であり、管理機構も官庁組織である関係上労働法的な関係と行政法ないし公務員法的な関係とが交錯する場面として、理論上の問題が生ずるのは当然である。そこでこれを取扱うのには、その実態に即した特殊の法技術が必要になる。

これと同様に郵政事業の独立性もその管理機構によつて表現されるのであり、前 述のように、それが官庁組織であることから、その官庁名によつて表示されるのが 当然である。すなわち郵政大臣が最高の管理者であるが、その下部の郵政局長や郵 便局長等も、その職務権限の範囲内でそれぞれ郵政事業を代表するのであり、これ を名宛人とする行為もその範囲で郵政事業に向けられた行為と見られるのである。 原審判決のように素朴に郵政事業は国家企業であるから、事業主は国であり、労働 関係上の使用者も国であると考えるのは却つて政府や国の他の事業との区別を無視 するものである。控訴委員会の所管に属する事項としては、本件のような不当労働 行為の審査のほかに、公共企業体等の労使紛争の調整としてのあつせん、調停、 裁があるが、原審判決のような考え方をとる以上これらの処理のうえでも、労使の 当事者の名宛人は同様に考えられなければならないはずである。ところが控訴委員 会の仲裁裁定は当然その名宛人である当事者双方を拘束するが、政府としては予算 上資金上不可能な支出を内容とするものについては拘束されないことになっている のである(公労法第三五条、第一六条)。そうなると当事者である国としては裁定 に拘束されるのに、政府や国会はその拘束を受けないという奇妙な結果を生むてあ ろう。したがつて、この場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別された郵 便事業体であり、その代名詞としての郵政大臣以下の機関を指すものとみなければ ならない。本件のような不当労働行為の救済命令についても、国を当事者としてこ れに組合に対する陳謝文の手交を命じたりすることは却つて非常識であるし又その 実効性も疑わしいてあろう。

この故に控訴委員会としては、現業関係においては、常にこれを管理する官庁を 使用者として取り扱つて来たのであり、又当事者もこの慣行について何等疑念を狭 まなかつたのである。今更これを混乱させるような解釈をしなければならない必要 は少しもないのである。

二 なお、仮りに百歩を譲つて、公労法上の関係について現業官庁の当事者能力を認めないとしても、一般的に官庁の職務権限内における行動は国を代表するものとして、その法律上の効果は国に帰属するものであるから形式上官庁を名宛人とした行為も、実質上は国に対するものとして考察することを妨げない筈である。

郵便局長も一個の官庁として、その局務を管理し、局員を指揮監督する職権を有し、その限度で国を代表するのであるから、これを名宛人とした控訴委員会の命令は国に対して為されたものとして取り扱うことを妨げる理由はない。したがつて原判決のように不当労働行為の申立に対する命令は、国を当事者としてすべきであるとの立場においても、本件命令には何等違法はないのである。ちなみに地方公共団体の経営する地方公営企業については、地方公共団体の長がその職員のうちから管理者を指定した場合は、その事業については、管理者がその地方公共団体を代表することとされている(地方公営企業法第八条)。

三 不当労働行為事件の命令において、国の機関を被申立人とすることの適法性は、すでに駐留軍間接雇傭労務者に関する不当労働行為事件すなわち国の機関として国が雇傭主である駐留軍労務者の雇入れ、解雇等の機関委任事務を処理する知事を被申立人とする命令の訴訟を通じ最高裁によつてすでに確立している(駐留軍 a 町事件—最高裁昭和三四年(オ)五九三号、昭和三七、五、二四判決、東京調達支部事件—最高裁昭和三六年(オ)五一九号、昭三七、九、一八判決)。これらの事件の命令の名宛人は地方労働委員会から上告審の段階を通じて知事であり、命令の名宛人の問題は当事者間で争われたこともなく、裁判所が職権調査のうえ否認したこともない。

すなわち最高裁がこれらの事件における命令の名宛人の問題についてなんら判示しなかつたことは、職場調査のうえこれらの事件に関する不当労働行為救済命令においては国を名宛人にすることなく、国の機関である知事を名宛人とすることが適法であると判断したからにほかならない。この点からいつて原審判決は最高裁判例に反するものといわなければならない。

四 しかも前掲一で主張したところによれば、却つて本件で法務大臣によつて代表される国が原告として出訴した点もおかしいことになり、国の訴(原審昭和四〇年(行ウ)第四一号)は却下さるべきである。

この場合本来命令の名宛人である郵便局長が出訴すべきであり、そうでなければ 具体的な事項についてその権限を上移させた上級庁例えば郵政大臣が代つて出訴す ることならよいが国は命令の当事者ではなく、又直接命令の効力を受ける者ではな い。原審判決はこの点においても誤りを犯しているというのほかはない。 (証拠)

ー 原判決一六枚目(記録四一丁)裏五行目に乙第一ないし四三号証提出とあるを次のとおり訂正する。

二 原判決一七枚目(記録四二丁)裏一行目証人Aとあるを抹消し、同二行目Bの各証言とあるその次に「原告兼参加人組合代表者A本人尋問の結果」をそう入する。

理 由

按ずるに、原判決は、本件救済命令は使用者に該当しない国の末端行政機関である郵便局長に当事者適格があると看過してなされた違法無効なものであるとしながら、国(第一審原告組合の請求を超えている)の訴にもとづき、その実質的適否の審理に立ち入ることなく、その第一項を除いてこれを取り消したのである。

〈要旨第一・第二〉しかしながら、本件救済命令は国の行政機関であるにせよ、延 岡郵便局長を相手方とするものであつて、国〈/要旨第一・第二〉を直接の相手方とし てなされたものではない。第一審原告組合が救済命令の発付を求めた相手方も右の 郵便局長であつて、国ではない。それ故に、郵便局長が国の行政機関であるため救

のみならず、当裁判所は国の行政機関たるにすぎない郵便局長に対する救済命令 も適法と解する。その理由はほぼ第一審被告委員会の主張するとおりであって、特に、法も当然にこれを予定しているのではないかと考える。このことは、郵政事業等のいわゆる五現業は国の企業であっても、少なくとも労働関係の面では独立の法人格を付与されたいわゆる三公社に準じて独立の企業体として扱われていることに、 徴し疑を容れないところである。すなわち、公共企業体等労働関係法は使用者を公 共企業体等と指称して国の表現を避け、五現業の企業自体を労働関係の主体かのご とくに扱つている。団体交渉は当該企業の指名する交渉委員が企業を代表してこれ に当たるものとされ(公労法九条、一〇条)、その交渉委員の数、任期等も団体交渉で定められる(同法一一条)。特に、公共企業体等労働委員会(公労委)に地方におけを調停に関する事務を分掌させるため地方調停委員会をおくこととせられて いることは、労使間の紛争を各労働関係の現存する地方において調停せしめようと するにあることに疑はないが、他方においてこの場合の使用者を当該労働関係を管 理する現場の企業の代表者とする趣旨であることを示すものである。そうでない 企業の主体たる国(主務大臣)において全国各地に散在する現業の労使紛争に つき常に直接関与を強いられ(地方調停委員から通知を受け、代理人の選任手続を するなど)、 煩瑣に堪えない結果となるだけでなく、地方調停委員会を設けた趣旨 を没却することとなるであろう。地方調停委員会は東京都にもおかれているが、労 使紛争の調停につき国が一方の当事者となるものとするときは、公労委調停委員会 のほか別に東京都地方調停委員会を設ける意義も失われる理である。このように 労使間の紛争の処理につき、公労委に現場 (現業)主義をとることを許容し、現業 の代表者を相手に接渉することを認めながら、救済命令においてのみ突如として国 を当事者としなければならないとすることは、決して法の趣意ではないであろう。 それ故に、法に特に明文はないが、労働関係に関する限り郵政事業のごとき国の企 業においては、当該企業が使用者とされ、労務を管理すべき企業の代表者が当事者たるものと解するを至当と考える(企業に人格はないから)。救済命令の当事者を企業の代表者とすべきものとする以上、これに対する訴の当事者も原則として当該代表者たるべきものと解すべきは、多く、いわずして明らかであろう。

でもそも、労働関係は特殊の法域に属し、一般私法の概念は修正して適用さるべきものである。特に、国が使用者である企業の場合には、民法上は国が労働契係は労働者をのまから、その現実の労働関係は労働者をのまから、その現実の労働関係を通過であると認めるのほかないにせよ、その現実の労働関係を労働者をの間に発生するものであるから、きものとは労務を管理すべき企業の代表者との間において配慮さるべきのとのとは労働者ないし労働組合と右の代表者との間において配慮さるべきのとのとのである。そうでないと、全国に散在する労働関係を迅速適切に調解るのとが不可能だからである。郵政事業が全国を基盤とし、地方郵政局が所属職員のが所属職員の労務で理等に関する事務を分掌し(郵政省組織規程一六条一項、のである、の労働関係の調整のの対象では、のである。の労働関係の調整のいて教済命令も郵便局長をにきまれることは疑がないから、その労働関係の調整のいて教済命令も郵便局長を

当事者としてなさるべく、国を当事者としてこれをなすべきではないと解すべきことは、以上の理から明らかであると信ずる。全逓信労働組合の支部が全国各地に散 在するゆえんも組合との局地的交渉ひいて公労委の労働関係に関する調整関係の処 置は、すべて当該地区における労務管理者を相手方とすることを当然のこととした ためであり、いま、これを覆して相手方を常に国とすべきものとすることは、従来 の慣行を無視して形式に堕し、いわれなく平地に波欄を捲き起こすのみであること を知るべきである。

なお、付言するに、郵便局長を相手方とする救済命令に対し当該郵便局長が訴を 提起しうることは当然としても、訴は権利主体間の権利関係を明確にすることを理 想とし、郵便局長に対する救済命令も結局は権利主体たる郵便局長によつて代表さ れる国に対するものにほかならないから、右の命令に対しでは国自らも訴を提起し うるものと解ずべきではないかと考える。

以上の理由により、本件救済命令を違法とした原判決を取り消し、なお審理をつ くさしめるため、本件を原審に差し戻すべきものとする。 よつて民事訴訟法第三八九条に則り主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長谷部茂吉 裁判官 鈴木信次郎 裁判官 麻上正信)